

宅地建物取引業者報酬の額 差替板(プレミアムタイプ用) 注文書

ご注文履歴 なし(初めて) あり (年 月 頃) ※不明の場合はご記入不要です

フリガナ		フリガナ	
御社名	ご担当者		
郵便番号	〒		
ご住所			
お電話番号		FAX番号	
レイアウト お受取先	<input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メールアドレス →		

備考欄

※ご注文者様と異なる場合のみご記入下さい

フリガナ	フリガナ	
御社名	ご担当者	
郵便番号	〒	お電話番号
ご住所		

板の色

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> リッチゴールド (黒文字) | <input type="checkbox"/> モダンシルバー (黒文字) |
| <input type="checkbox"/> ブロンズ (黒文字) | <input type="checkbox"/> アクアブルー (黒文字) |
| <input type="checkbox"/> ミントグリーン (黒文字) | <input type="checkbox"/> ローズ (黒文字) |
| <input type="checkbox"/> ラベンダー (黒文字) | |
| <input type="checkbox"/> パワーブラック (ゴールド文字) | <input type="checkbox"/> パワーブラック (シルバー文字) |
| <input type="checkbox"/> ロイヤルブルー (ゴールド文字) | <input type="checkbox"/> ロイヤルブルー (シルバー文字) |
| <input type="checkbox"/> ワインレッド (ゴールド文字) | <input type="checkbox"/> ワインレッド (シルバー文字) |
| <input type="checkbox"/> ディープグリーン (ゴールド文字) | <input type="checkbox"/> ディープグリーン (シルバー文字) |

ご注文数量 (価格は消費税込)

本体	1枚 13,970円 横540×縦380mm	枚
ギフトボックス	Aタイプ (市松模様) Bタイプ (ライムグリーン) Cタイプ (ネイビーブルー)	個 個 個
	合計金額	
		円

※額縁は過去ご注文時のものを引き続きご活用ください。

(板の差替えは簡単です。)

書体

文字が小さい為、最も見やすい【角ゴシック体】のみとさせて頂きます。

← 旧字体や難しい漢字は
大きく書いて下さい

年 月 日送信

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関する受け付けて貰うる報酬の額

最終版
令和6年6月1日施行

第一 報酬

四百四十万円超えて一千五百四十万円以下の報酬額は、第一回計算方法によつて算出する。

二回計算方法による報酬額は、第一回計算方法による報酬額を基礎とし、第一回計算方法による報酬額の三割を減じて算出する。

第三 報酬又は代理報酬とする額の算出

四百四十万円超えて一千五百四十万円以下の報酬額は、第一回計算方法によつて算出する。

二回計算方法による報酬額は、第一回計算方法による報酬額を基礎とし、第一回計算方法による報酬額の三割を減じて算出する。

第四 賃借の媒介に関する報酬の算出

四百四十万円超えて一千五百四十万円以下の報酬額は、第一回計算方法によつて算出する。

二回計算方法による報酬額は、第一回計算方法による報酬額を基礎とし、第一回計算方法による報酬額の三割を減じて算出する。

第五 賃借に付随する権利の譲り受けの媒介に関する報酬の算出

四百四十万円超えて一千五百四十万円以下の報酬額は、第一回計算方法によつて算出する。

二回計算方法による報酬額は、第一回計算方法による報酬額を基礎とし、第一回計算方法による報酬額の三割を減じて算出する。

第六 賃料の収受に関する報酬の算出

四百四十万円超えて一千五百四十万円以下の報酬額は、第一回計算方法によつて算出する。

二回計算方法による報酬額は、第一回計算方法による報酬額を基礎とし、第一回計算方法による報酬額の三割を減じて算出する。

第七 低賃料の賃借の媒介に関する報酬の算出

四百四十万円超えて一千五百四十万円以下の報酬額は、第一回計算方法によつて算出する。

二回計算方法による報酬額は、第一回計算方法による報酬額を基礎とし、第一回計算方法による報酬額の三割を減じて算出する。

第八 低賃料の賃借の媒介に関する報酬の算出

四百四十万円超えて一千五百四十万円以下の報酬額は、第一回計算方法によつて算出する。

二回計算方法による報酬額は、第一回計算方法による報酬額を基礎とし、第一回計算方法による報酬額の三割を減じて算出する。

第九 賃借の媒介に関する報酬の算出

四百四十万円超えて一千五百四十万円以下の報酬額は、第一回計算方法によつて算出する。

二回計算方法による報酬額は、第一回計算方法による報酬額を基礎とし、第一回計算方法による報酬額の三割を減じて算出する。

第十 賃借の媒介に関する報酬の算出

四百四十万円超えて一千五百四十万円以下の報酬額は、第一回計算方法によつて算出する。

二回計算方法による報酬額は、第一回計算方法による報酬額を基礎とし、第一回計算方法による報酬額の三割を減じて算出する。

第十一 賃借の媒介に関する報酬の算出

四百四十万円超えて一千五百四十万円以下の報酬額は、第一回計算方法によつて算出する。

二回計算方法による報酬額は、第一回計算方法による報酬額を基礎とし、第一回計算方法による報酬額の三割を減じて算出する。

第十二 賃借の媒介に関する報酬の算出

四百四十万円超えて一千五百四十万円以下の報酬額は、第一回計算方法によつて算出する。

二回計算方法による報酬額は、第一回計算方法による報酬額を基礎とし、第一回計算方法による報酬額の三割を減じて算出する。

第十三 賃借の媒介に関する報酬の算出

四百四十万円超えて一千五百四十万円以下の報酬額は、第一回計算方法によつて算出する。

二回計算方法による報酬額は、第一回計算方法による報酬額を基礎とし、第一回計算方法による報酬額の三割を減じて算出する。

第十四 賃借の媒介に関する報酬の算出

四百四十万円超えて一千五百四十万円以下の報酬額は、第一回計算方法によつて算出する。

二回計算方法による報酬額は、第一回計算方法による報酬額を基礎とし、第一回計算方法による報酬額の三割を減じて算出する。

最新版 (令和6年7月1日施行分)

ご記入後ファックスまたはメールにてお送り下さい

FAX 092-936-7802 メール netshop@miurasenden.com

許可票・登録票
スピード通販 (株)ミウラ宣伝 福岡県糟屋郡志免町南里2丁目24-10 電話:092-936-7801